

指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業

重要事項説明

令和7年4月1日現在

1 通所介護なのはな苑の概要

【1】当事業所の概要

施設名	デイサービスセンターなのはな苑
所在地	青森県上北郡横浜町字三保野54番地
電話番号	0175-78-3407
FAX番号	0175-78-6645
指定事業所番号	0272500422

【2】当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理 者 生活相談員	社会福祉士・看護師・ 介護支援専門員・精神 保健福祉士	1名		業務管理（兼務）
生活相談員	介護福祉士	1名		相談・介護業務（兼務）
機能訓練指導員	正看護師・准看護師	2名		機能訓練
栄養士	栄養士	1名		栄養管理（兼務）
調理員	調理師 調理員	3名 1名		調理業務（兼務）
看護師	看護師	1名		看護・介護業務
介護職員	介護福祉士	2名		介護業務

【3】当事業所の設備の概要

定員	20人	介護機器展示室	58.38m ²
休憩室	畳（1室18.00m ² ）	介護相談室	31.27m ²
浴室	一般浴室39.60m ² 特殊浴23.10m ²	機能訓練室	86.49m ²
食堂	124.33m ²	デイコーナー	11.65m ²
送迎車	7台（ワゴンタイプ車5台・軽自動車2台・その他2台）		

2 当事業所の特徴等

【1】目的等

高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

【2】サービス利用のために

事　項	備　考
従業員への研修の実施	毎月、WEBを利用しての研修及び実技研修を実施しています。

【3】サービス利用に当たっての留意事項

喫煙	禁煙となっております。
所持品の持ち込み	持ち込み可能です。
サービスの変更	前日までにご連絡下さい。（お早めにお願い致します。）
食事のキャンセル	前日までにご連絡下さい。（お早めにお願い致します。）

3 サービスの内容

【1】サービスの内容

サービス	内　容
食事	昼食11時45分から
入浴	一般浴槽と特殊浴槽があります
生活相談	生活相談員に、日常生活に関することなどについて相談できます。
個別機能訓練	利用者個々のメニューに合わせ、常勤の看護職員が行います。
介護	利用者個々の状態に合わせ、介護計画に沿って必要な援助を行います。
健康チェック	毎日利用時に血圧等の測定を行います。 毎月、体重測定行います。3か月に1度体力測定を行います。
レクリエーション	利用者の状態に合わせ行います。
学習療法	学習療法マスター・実践士が、利用者にあった教材を使用し「認知症の予防、維持・改善」の支援を行います。

【2】サービスの提供日・時間・休業日・事業実施地域

通常の事業実施地域	横浜町・野辺地町・六ヶ所村・むつ市・東通村
月曜日から土曜日	午前8時45分から午後16時00分（水曜日を除く）
休　業　日	水曜日・日曜日、1月1日から1月3日

4 利用料金

【1】通所介護利用料金表

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護費	658円	777円	896円	1,018円	1,148円
入浴費	40円	40円	40円	40円	40円
個別機能訓練加算 I - 1	56円	56円	56円	56円	56円
個別機能訓練加算 I - 2	76円	76円	76円	76円	76円
サービス提供体制強化加算	22円	22円	22円	22円	22円
食費	500円	500円	500円	500円	500円
1日当たり、およその負担額	1,296円	1,415円	1,538円	1,661円	1,786円

※上記料金は、1割負担額です。自己負担額は、介護保険負担割合証に記載されている

通りになりますので、自己負担額が異なる場合があります。

※**処遇改善加算 I (7.1%) 「介護料に加算されます」**

※**介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.1%) 「介護料に加算されます」**

※その他の加算（通所介護利用料金以外の加算）

※上記料金は、個別機能訓練加算 I の場合の料金です。

【2】介護予防通所介護・日常生活支援総合事業利用料金表（1ヶ月当たり）

	要支援 1	要支援 2
介護費	1,672円	3,428円
サービス提供体制加算 I	88円	176円
運動機能向上加算	225円	225円
認知症加算	240円	240円
介護職員処遇改善加算	介護報酬に7.1%加算されます	
介護職員等ベースアップ等支加算	介護報酬に1.1%加算されます	
※その他食費 1食 500円		

※要支援 2 の方が週1回程度の利用となった場合は要支援 1 の料金となります。

【3】その他介護保険給付外サービス利用料金

サービス内容	サービスの料金
●特別な食事の提供 当施設以外の食事（出前等）を希望した場合等。	実費（食事を提供するために、要した費用全額）
●学習療法	月額 1,000円（税込み）デイサービス利用料と一緒にのお支払いとなります。
その他（必要と認められる物品等） ●オムツ、パットなど	説明をし、同意を得て決定します。 実費となります。

【4】料金の支払い方法について

月末締め、翌月20日（土日祭日は翌日）お届け口座より引き落としとなります。

5 サービスの利用方法

【1】サービスの利用開始

介護計画を作成しサービスの開始をいたします。

【2】サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護区分が、非該当

（自立）非該当と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます

・ご利用者が亡くなられた場合

6 サービス内容に関する苦情

① 施設の相談・苦情窓口

担当者 杉山 二美子、川村 友香

管理者 杉山 二美子

電話 0175-78-3407 FAX 0175-78-6645

受付日 年中（いつでも結構です）

受付時間 午前9時～午後6時

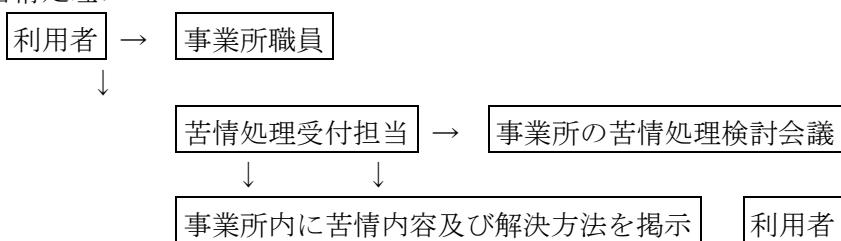
②その他

当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

●横浜町介護保険課 電話 0175-78-3407

●青森県国民健康保険団体連合会 電話 017-723-133

○苦情処理フロー



7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 非常災害対策

災害時の対応	災害対応マニュアルに沿って対応します。
防災設備	消火器、屋内消火栓、非常災害通報装置、防火扉、スプリンクラー等
防災訓練	年2回
防火責任者	野田 博之

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 青森県上北郡横浜町字三保野54番地

社会福祉法人 貴望会

デイサービスセンター なのはな苑

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印